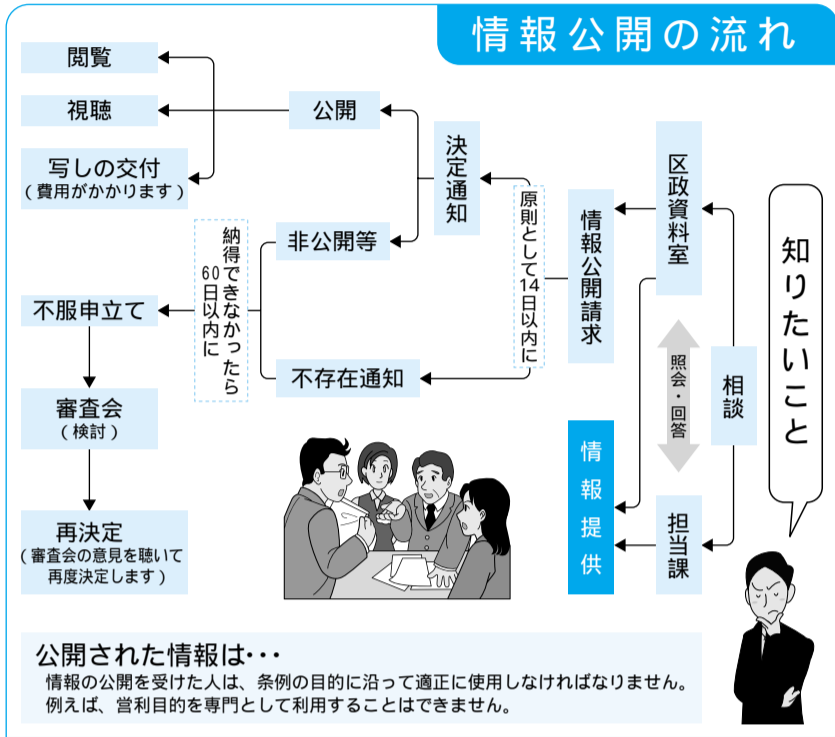


情報公開の流れ



公開された情報は・・・
情報の公開を受けた人は、条例の目的に沿って適正に使用しなければなりません。
例えば、営利目的を専門として利用することはできません。

～開かれた区政の推進をめざして～

港区の情報公開制度

区では、区民の基本的権利である「知る権利」を保障し、公正で開かれた区政を推進するために、情報公開制度を適切に運用しています。

「ご存じですか 情報公開」

情報公開Q&A

- Q 請求できるのはどのような情報ですか？
A 区が行っている事務や事業に関する情報で、文書や写真などです。
- Q だれでも請求できるのですか？
A 個人や法人を問わず、だれでも請求できます。
- Q 請求をするときは、どこへ行けばいいのですか？
A 受け付けは、区政資料室（区役所3階）の情報公開・個人情報保護コーナーで行っています。
- Q 区役所に行かないと請求できないのですか？
A 請求は郵送でも受け付けています。「区政情報公開請求書」に住所・氏名・電話番号・知りたい情報の内容・希望する公開の方法を記入し、

表 平成14年度 情報公開請求実施状況

請求の内容	請求件数	請求者区分				決定内容				取下げ
		区内		区外		公開	一部公開	非公開	不存在	
		個人	法人	個人	法人					
飲食店等の営業許可に関する情報	24	3	1	3	17	16	16	9	2	
騒音公害苦情処理等に関する情報	22	21	1			12	6	1	20	
美容所・理容所に関する情報	17		3	7	7	4	13			
診療所等に関する情報	13		5	4	4	12	1			
公費の支出に関する情報	7	6		1		3	3	1		
契約に関する情報	5		1	1	3	5		2		
建築物の陳情に関する情報	4	1	1		2	4				
市街地開発計画、近隣住民説明会等に関する情報	4	4				4				
クリーニング業に関する情報	2		1	1		1	1			
職員等の懲戒処分に関する情報	2			2		2		2		
その他	12	7	1	2	2	5	4	2	1	
合計	112	42	14	21	35	53	59	3	34	

1件の公開請求に対して、複数の決定がされる場合があります。請求件数には、取下げられた件数も含まれます。

- Q 区政情報課情報公開担当までお送りください。請求書は、区政情報課情報公開担当へお問い合わせください。また区のホームページから取り出すこともできます。
- Q 請求書の「知りたい情報の内容」欄は、どのように書くのですか？
A 具体的に「のわかるもの」と書いてください。
- Q 請求したら、情報はすぐに公開されるのですか？
A 請求があった日から原則14日以内に公開できるかどうかを決定し、書面で通知します。公開の場合には、通知書で公開日を指定します。
- Q 請求すれば、すべて公開されるのですか？
A 個人のプライバシーに関する情報や、法律で公開してはいけないことになっている情報など公開できないものもあります。
- Q 国や東京都にも同じ制度があるのですか？
A まったく同じではありませんが、国や東京都、他の区市町村でもそれぞれ同様の制度を実施しています。
- Q 公開はどのような方法で行われるのですか？
A 公開の方法には、閲覧・視聴・写しの交付（コピー）があります。
- Q 公開に費用はかかりますか？
A 閲覧と視聴は、無料です。写しを交付する場合は、費用がかかります。コピーの交付は、A3サイズまで、1枚10円（平成15年4月1日現在）です。
- Q 公開してもらえない「納付できなかったらどうすればいいのですか？
A 不服申立てをすることができます。区では、港区情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて検討し、再度決定します。

平成14年度実施状況
平成14年度の情報公開請求の件数は、前年度と比べて79件減少して112件でした（資料1）。前年度に比べると区内の人の利用が増加し、区外の人からの請求は、大幅に減少しました（資料2）。

平成14年度は、保健所が所管する飲食店の営業許可や美容所、医療機関などに関する情報の請求がもっとも多く、請求全体の半数を占めています。また、騒音公害苦情処理に関する情報や区の契約、区が支出した公費に関する請求が多かったのが特色です（表）。

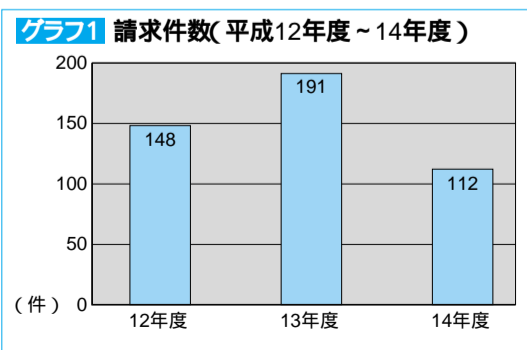
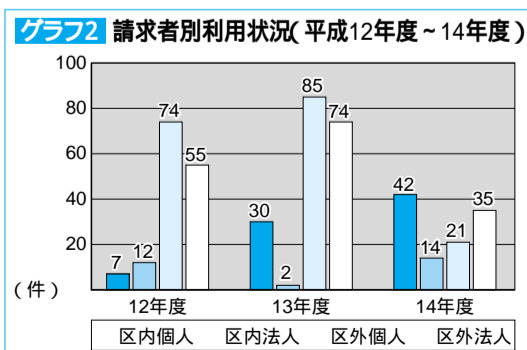
情報提供に 取り組んでいます
区が行っていることやこれから取り組もうとしていることを、区民の皆さんに知っていただくために、区では、積極的に情報提供を行っています。

情報公開請求の多かった飲食店や医療機関、美容所などに関する情報についても現在、区政資料室で情報提供をしています。区の情報をお知りになりたい時には担当課や区政資料室（区役所3階）までご相談ください。

区政資料室へ 気軽にお越しください
区政資料室は、区政に関する情報の窓口です。情報公開請求・自己情報開示請求等の受け付けをしています。区政資料などの閲覧や貸し出しをしています。コピーサービス（有料）を行っています。区が発行した有償刊行物の販売をしています。

- 主な内容
- 高齢者の皆さんの生活を支えます
 - 平成14年度下半期 港区の家計簿
 - 港区ごみ排出実態調査中間報告
 - 飲み水の衛生管理

問い合わせ
〒105-8511 港区役所
区政情報課情報公開担当
☎内線2082



高齢者の皆さんの生活を支えます

区では、寝たきりやひとり暮らしの高齢者の皆さんの生活を支えるため、また、地域での交流を深めたり、生きがいをもって活動していただけるように、さまざまな事業を行っています。地域で活動したい、能力や経験を生かしたい人 『地域で活動する能力を生かす』をご覧ください。寝たきりやひとり暮らしの高齢者の皆さんの生活を支える 『高齢者サービス一覧』をご覧ください。

表1 福社会館等一覧

施設名	所在地	電話番号
芝公園	芝公園 2-7-3	3438-0395
三田	芝 4-1-17	3452-9421
新橋	新橋 6-4-2	3433-4006
桜	西新橋 2-10-18	3580-2457
西桜	虎ノ門 1-21-9	3501-2743
南麻布	南麻布 1-5-26	5232-9671
本村	南麻布 3-5-15	3444-3656
麻布	元麻布 3-9-11	3408-7888
飯倉	東麻布 2-16-11	3583-6366
青山	南青山 2-16-5	3403-2011
西麻布	西麻布 2-13-3	3486-9166
赤坂	赤坂 6-4-8	3583-1207
青南	南青山 4-10-1	3423-4920
白金台	白金台 4-8-5	3440-4627
豊岡	三田 5-7-7	3453-1591
高輪	高輪 3-18-15	3449-1643
白金	白金 3-10-12	3441-3680
港南健康福祉館	港南 4-2-1	3450-9915

表2

シルバー人材センターではこんなサービス(仕事)をしています

宛名書きサービス 毛筆・ペン書き(案内状・賞状・式次第など) 事務サービス 一般事務・経理事務 教育サービス LS教室(小学生以下の学習補習教室) 各種試験監營業務 パソコン教室講師(パソコン操作の基礎・応用等の講習) パソコン入力業務(文書作成・ホームページ作成代行) 管理サービス 児童館・福社会館等の公共施設の管理 学校・ビル・マンションの管理 駐車場・自転車駐輪場管理、駅前自転車の整理	軽作業サービス 公園・庭・ビル・墓地などの清掃、ダイレクトメール袋詰めなどの封入作業 映画・CMのエキストラ出演 植木のせん定・除草サービス ふすま・障子の張り替えサービス リビングサービス 簡単な修理・修繕、網戸の張り替え、家具転倒防止金具の取り付け、包丁研ぎ ソーイングサービス 洋服・和服のお直し、小物作成と販売 福祉・家事援助サービス 家庭の掃除、食事の支度、洗濯、出産前後の家庭の手伝い、留守番、話し相手、ペットの世話、出張美容、着付け
---	---

ご希望の仕事があれば、ご相談に応じます。
ホームページアドレス
<http://www.minato-sc.or.jp>

地域交流事業
地域における交流を図るため、カラオケ、ダンス大会などを実施しています。

ほのほの作園
毎年10月下旬に、各教室や日ごろの趣味活動を生かした作品

さわやか体育祭
毎年5月中旬に、スポーツ

各種教室
カラオケ、詩吟、生け花、書道、民謡、舞踊、ダンスなどの教室を開催しています。

食ササビ(会食形式)
三田・飯倉・白金・白金台福社会館で、週1回行っています。

高齢者学校給食サービス
岡・本村・赤坂・芝公園福社会館で、週1回行っています。

お問い合わせ
各福社会館・港南健康福祉館・高齢者支援課計画係
 ☎内線2391~3
 ☎内線2411・2

お問い合わせ
港区シルバー人材センター
(南麻布1-5-26) ゆうあ
 ☎南麻布3階
 ☎52332 9681

お問い合わせ
港区シルバー人材センター
(南麻布1-5-26) ゆうあ
 ☎南麻布3階
 ☎52332 9681

お問い合わせ
高齢者支援課計画係
 ☎内線2391~3
 ☎内線2411・2

「さくいん」を充実！
サービスことのさくいんを巻末に掲載し、利用したいサービスが引きやすくなっています。
高齢者支援課(区役所2階)・各支所・在宅介護支援センターなどで配布していますのでご利用ください。

区や社会福祉協議会などが、高齢者の皆さんに提供しているサービスに関する内容や問い合わせ先などを、わかりやすく記載しています。
在宅介護支援センターや福祉会館などを一覽表と地図で紹介！
 サービスを利用する際に必要なた在宅介護支援センターや高齢者在宅サービスセンター、福祉会館の一覽表と地図を掲載しています。
きれいで見やすい2色刷りA4サイズ！
 A4サイズの69ページ、2色刷りで、きれいで見やすくなっています。

福祉会館・港南健康福祉館をご利用ください
区内には、地域の高齢者のレクリエーション、憩い、交流の場として、また、区民の相互交流・自主活動・健康づくりの場として、17の福社会館と港南健康福祉館があります。
 各館では高齢者を対象に次の事業を行っています。

健康トレーニング事業
芝公園・三田・飯倉・青南・赤坂・西麻布・白金福社会館・港南健康福祉館で、週1回理学療法士による健康トレーニングを行っています。参加者には月1回、看護師による健康相談も行っています。

その他のサービス
お風呂の利用
各福社会館(麻布福社会館を除く)では、毎週月・水・金曜日、南麻布福社会館では、毎週月・木曜日/男性、火・金曜日/女性、港南健康福祉館では毎日、利用できます。

はり・マッサージサービス
各館で、年1~2回行っています。

あなたも会員になりませんか?
おおむね60歳以上の区民で、健康で働く意欲があり、センターの目的に賛同する人なら、どなたでも入会できます。年会費1000円が必要です。
 特に次のようなサービスで就業できる人を求めています。

センターでの仕事
センターでの仕事は、就職ではありません。企業・個人家庭・公共団体から、仕事を引き受け、会員の希望や能力などにより就業機会を提供します(表2)。

なお、就業年限制により1人が同じ仕事を継続することはできません。共に働き、共に助け合つ「共働互助」の理念でワークシェアリング(分かち合い)をしています。

家事援助サービス
高齢者世帯の増加や共働き世帯の増加に伴う家事援助教育サービス(試験監督・パソコン等)
 さまざまな資格試験の監督が不足しています。
 また、「みなとふれあい館」で行っているパソコン教室での講師として、パソコン操作やホームページを作成できる人の入会をお待ちしています。

その他
ビル清掃、植木のせん定、除草など

区や社会福祉協議会などが、高齢者の皆さんに提供しているサービスに関する内容や問い合わせ先などを、わかりやすく記載しています。
在宅介護支援センターや福祉会館などを一覽表と地図で紹介！
 サービスを利用する際に必要なた在宅介護支援センターや高齢者在宅サービスセンター、福祉会館の一覽表と地図を掲載しています。
きれいで見やすい2色刷りA4サイズ！
 A4サイズの69ページ、2色刷りで、きれいで見やすくなっています。

地域で活動する能力を生かす

福祉会館・港南健康福祉館をご利用ください

区内には、地域の高齢者のレクリエーション、憩い、交流の場として、また、区民の相互交流・自主活動・健康づくりの場として、17の福社会館と港南健康福祉館があります。
 各館では高齢者を対象に次の事業を行っています。

健康トレーニング事業
芝公園・三田・飯倉・青南・赤坂・西麻布・白金福社会館・港南健康福祉館で、週1回理学療法士による健康トレーニングを行っています。参加者には月1回、看護師による健康相談も行っています。

その他のサービス
お風呂の利用
各福社会館(麻布福社会館を除く)では、毎週月・水・金曜日、南麻布福社会館では、毎週月・木曜日/男性、火・金曜日/女性、港南健康福祉館では毎日、利用できます。

はり・マッサージサービス
各館で、年1~2回行っています。

あなたも会員になりませんか?
おおむね60歳以上の区民で、健康で働く意欲があり、センターの目的に賛同する人なら、どなたでも入会できます。年会費1000円が必要です。
 特に次のようなサービスで就業できる人を求めています。

港区シルバー人材センター

(社)港区シルバー人材センター
は、経験や能力を生かし、働くことに生きがいを求める、おおむね60歳以上の区民の皆さんのための団体です。

センターでの仕事
センターでの仕事は、就職ではありません。企業・個人家庭・公共団体から、仕事を引き受け、会員の希望や能力などにより就業機会を提供します(表2)。

なお、就業年限制により1人が同じ仕事を継続することはできません。共に働き、共に助け合つ「共働互助」の理念でワークシェアリング(分かち合い)をしています。

家事援助サービス
高齢者世帯の増加や共働き世帯の増加に伴う家事援助教育サービス(試験監督・パソコン等)
 さまざまな資格試験の監督が不足しています。
 また、「みなとふれあい館」で行っているパソコン教室での講師として、パソコン操作やホームページを作成できる人の入会をお待ちしています。

その他
ビル清掃、植木のせん定、除草など

港区高齢者サービス案内ガイドブックを発行しました

区や社会福祉協議会などが、高齢者の皆さんに提供しているサービスに関する内容や問い合わせ先などを、わかりやすく記載しています。
在宅介護支援センターや福祉会館などを一覽表と地図で紹介！
 サービスを利用する際に必要なた在宅介護支援センターや高齢者在宅サービスセンター、福祉会館の一覽表と地図を掲載しています。
きれいで見やすい2色刷りA4サイズ！
 A4サイズの69ページ、2色刷りで、きれいで見やすくなっています。

高齢者サービス一覧

在宅サービスを中心にご紹介します。内容に年齢区分別の入っていない事業の対象は、65歳以上です。詳しくは、窓口または電話でお問い合わせください。

事業	内容	利用者負担等	担当課		
医療	老人保健法の医療制度(老受給者証)	昭和7年9月30日以前生まれの人を対象にした医療費負担を軽くするための制度です。医療機関にかかるときは、健康保険証と老人保健法の医療受給者証(老受給者証)を提示ください。保険診療分について一部負担金の支払いだけで医療を受けることができます。		国保年金課 高齢者医療係 ☎内線2655-7 FAX 3578-2669	
	東京都老人医療費助成制度(福医療証)	昭和11年6月30日以前生まれの人を対象にした、東京都の医療費助成制度です。所得制限があります。社会保険の本人は対象になりません。			
寝たきりの高齢者等への支援	高齢者福祉手当の支給	3か月以上寝たきり等の人へ手当(平成15年度は70歳以上 月額13,750円・65歳以上70歳未満 月額11,250円・東京都重度心身障害者手当受給者 月額7,500円)を支給します。この手当は平成16年3月をもって廃止になります。申し込みは平成16年3月まで受け付けます。	月額 500円	高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎内線2394-8 FAX 3578-2419	
	紙おむつの支給	おむつが必要な人に紙おむつを支給します。			
	おむつ代の助成	区の支給する紙おむつの使用を認めない医療機関に入院している人に月額7,000円まで助成します。現物との併給はできません。			
	理美容サービス	理容師、美容師が自宅に出張します。(年4回)			1回 2,000円
	寝具乾燥消毒	年12回(うち1回は水洗い)寝具の乾燥消毒を行います。			乾燥消毒 1組 150円 水洗い(敷・掛け布団)1枚 各300円 水洗い(毛布)1枚 50円
	福祉キャブ(昇降装置付きタクシー)	寝たまま、または車いすごと利用できるタクシーです。			中型タクシーと同額料金
ひとり暮らしの高齢者への支援	緊急一時介護人派遣	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、家庭内で急に病気や入院・退院または一時的な理由で緊急に家事援助が必要になったときに、ホームヘルパーを派遣して家事援助を行います。利用回数は、年3回以内で1回の回数は3日以内です。派遣時間は1日につき6時間以内です。要介護・要支援認定を受けている人は利用できません。	7月1日(火)から1時間あたり200円(ただし、生活保護受給者は無料。また、所得税非課税者は120円)	高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎内線2420・1 FAX 3578-2419	
	緊急通報システム	ひとり暮らしなどの高齢者が、家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき、あるいは一定時間お手洗いの利用が無い場合に、専門の警備員が出勤して安否の確認および救助活動を行います。対象者は、65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある人です。	月額 400円 (ただし、生活保護受給者および住民税非課税者は無料)		
	福祉電話の貸与	電話回線を貸与します。	電話料金は本人負担となります。		
	訪問電話	訪問電話相談員が安否の確認や各種の相談に応じています。			
	家事援助サービス	日常生活を営むのに支障のあるひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に週2時間までヘルパーを派遣し、家事援助をします(介護保険の対象となる場合は除きます)。	7月1日(火)から1時間200円(所得に応じて減免があります)		
	配食サービス	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で食事作りが困難な人に、昼食または夕食を週4回まで、ご自宅にお届けします。	1食 500円		
	なごやか食事サービス	週1回、福祉会館 青山、三田、飯倉、白金、白金台)で昼食を提供します。(登録制)	1食 400円		
	会食サービス	ひとり暮らしや高齢者世帯で食事作りが困難な人に、高齢者在宅サービスセンター(南麻布、サン・サン赤坂、港南の郷、台場、北青山)で昼食を週1回提供します。	1食 400円		
すまい	高齢者民間住宅あっせん	立ち退きを求められ、住宅をお探しの人を対象に、区内40店舗の相談協力店に入居の支援を依頼します。	所得制限があります。	高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎内線2394-8 FAX 3578-2419	
	高齢者集合住宅	世帯全員が住居に困窮している人対象に、新規開設または、空室が生じたとき入居者を募集します。			
	高齢者居住安定支援	65歳以上のひとり暮らしまたは、65歳以上の高齢者の人を含む60歳以上の高齢者のみの世帯で、民間賃貸住宅の取り壊しにより立ち退きを求められ、区内の民間賃貸住宅に転居する場合、家賃の一部を2年間助成します。			
	自立支援住宅改修費の給付	手すりの取り付けや段差解消・附帯設備等工事にかかる費用を助成します。介護保険の給付を優先します。			所得に応じて最高1割の負担があります。
その他	寿商品券の贈呈	長寿を祝し、70・77・80・88・90・99歳の人に対し、区内共通商品券を「敬老の日」の前後に贈呈します。	所得制限があります。	高齢者支援課 高齢者サービス係 ☎内線2394-8 FAX 3578-2419	
	無料入浴券の支給	自家風呂のない70歳以上の人に、年間52枚支給します。(申請月によって枚数は変わります)			
	学校給食サービス	週1回、福祉会館(豊岡、本村、赤坂、芝公園)で小学校の給食を提供します。(登録制)			1食 280円
	徘徊探索支援	在宅の高齢者が、痴呆性徘徊により居所不明となった場合に、電話回線網を利用した24時間体制の探索サービスにより、所在を早期に発見します。			月額 1,500円
	家族介護者ヘルパー資格取得支援	介護の経験を生かし、ホームヘルパーとして活躍することを支援するため、訪問介護員2級または3級課程の養成講習を受講した場合に、受講料の一部を助成します。			
	車いすの貸出	区内在住で、緊急・臨時に車いすが必要になった人に貸し出します。要介護・要支援認定を受けている人は利用できません。			1回 3か月以内 1,000円 延長 3か月以内 500円
	訪問保健指導	月1回、40歳以上の人を対象に看護師や理学療法士が訪問し、療養の方法や機能訓練についてアドバイスします。			
	ふれあいデイサービス	自力では外出が困難で、家に閉じこもりがちな人(介護が必要な人は対象外です)高齢者在宅サービスセンターで趣味活動・ゲーム・レクリエーションなどのサービスを行います(送迎サービスあり)。			1回 1,200円程度(昼食付)
緊急医療短期入所	在宅の要支援・要介護高齢者で、介護者の緊急事態等で一時的に在宅での介護が受けられず、かつ医療対応が必要なため介護保険の短期入所療養介護(ショートステイ)の利用が受けられない場合に医療施設を利用し、緊急時の医療を伴う介護サービスを行います。	医療保険の自己負担分、食事負担分、おむつ代、その他必要な経費の負担があります。	高齢者支援課在宅支援係 ☎内線2400-5 FAX 3578-2419		

事業	内容	担当課
区が提供する介護保険の在宅サービス	通所介護(デイサービス)	高齢者支援課施設運営係 ☎内線2420・1 FAX 3578-2419
	短期入所生活介護(ショートステイ)	

在宅介護に関する相談	時間	内容
	午前9時～午後7時30分(日曜・祝日は午後5時まで)まで相談をお受けします。なお、電話相談は24時間お受けしています。	次の在宅介護支援センターへ。 白金の森 ☎3449-9669 港南の郷 ☎3450-5905 北青山 ☎5410-3415 芝 ☎5232-0840 麻布 ☎3453-8032

平成 年度下半期 港区の家計簿

区では、地方自治法第243条の3第1項および港区財政状況の公表に関する条例に基づき、毎年6月と12月の年2回、「港区の家計簿」として、皆さんが納めた税金がどのように使われているのかお知らせしています。

また、9月にはバランスシートなどを活用して区の財政状況をわかりやすく解説した「港区財政レポート」を公表しています。

今回は、平成14年度下半期(平成14年10月～平成15年3月)の財政状況をお知らせします。



改築工事が終了し、昨年10月にオープンしたスポーツセンタープール棟。スポーツを通じて、区民の皆さんの健康づくりを応援しています。



一般会計

一般会計とは、特別区税を主な財源として、区の基本的な活動に必要な経費を計上した根幹となる会計です。区政に要する収支を総合的に経理しています(図1)。

特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合に、その収支を明確にするため、一般会計とは別に経理するための会計です。港区には次の3会計があります。

国民健康保険事業会計

主に自営業の人を対象とした健康保険事業の収支を表したものです(図2)。

老人保健医療会計

70歳以上の高齢者の保健医療事業の収支を表したものです(図3)。

介護保険会計

介護を要する人への介護サービスの提供を行う保険事業の収支を表したものです(図4)。

*金額については、表示単位未満を四捨五入し、端数処理を行っていないため、合計額が合わない場合があります。
*図1～図4の数値は平成15年3月31日現在のものです。

図2 国民健康保険事業会計

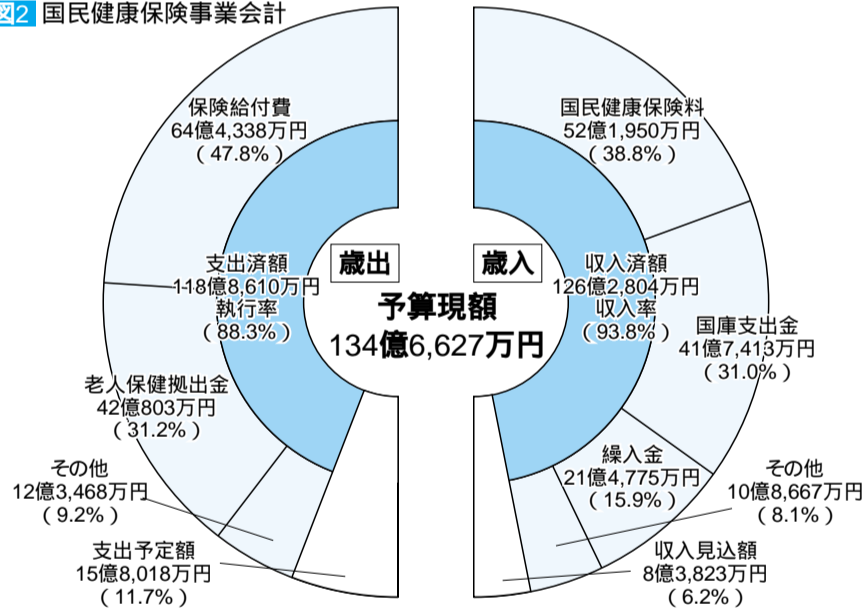


図1 一般会計

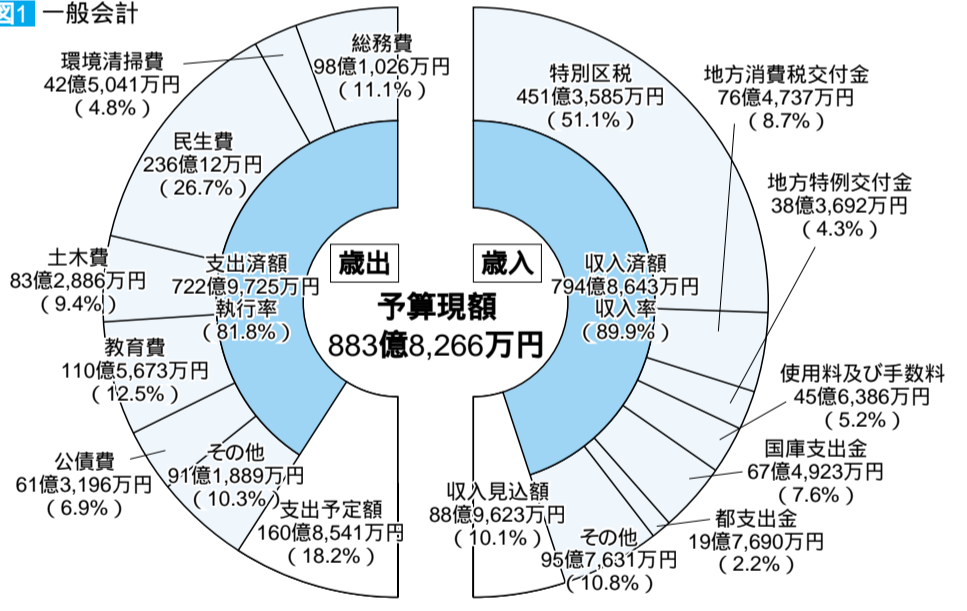


図4 介護保険会計

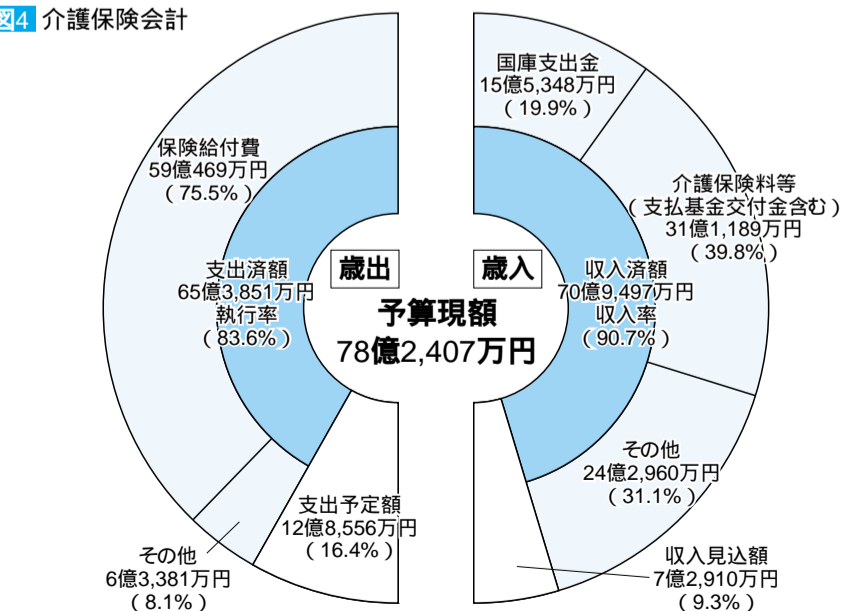
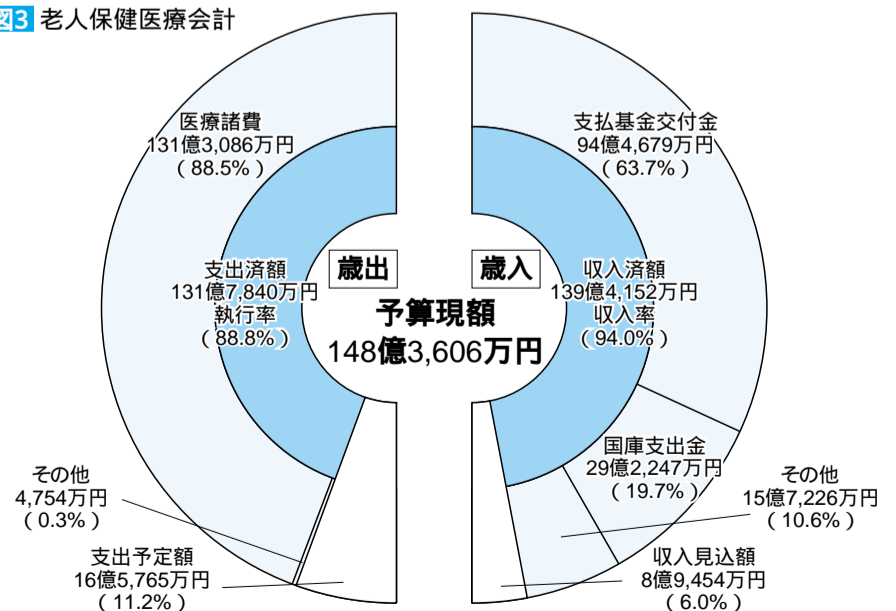


図3 老人保健医療会計



平成15年6月21日港区公報号外

港区の財政状況をお知らせします

土地 固定資産税路線価をもとに評定した価格または取得価格（3年ごとに改正）

建物 建築費または取得価格

工作物 建築費または製造費

有価証券 額面金額および出資金額

表1 公有財産の状況

平成15年3月31日現在

種別	内訳	数量	金額
土地	区役所・学校・公園などの敷地	207か所 704,275.87m ²	4,269億1,932万円
建物	区役所・学校・公園などの建物	314棟 608,924.89m ²	1,902億9,226万円
工作物	区役所・学校・公園などの工作物		79億3,586万円
有価証券	株券		45億2,398万円
出資による権利	財団法人等への出資金		16億3,894万円
合計			6,313億1,036万円

公有財産の状況

区民負担の状況

特別区民税の課税額は、平成15年3月31日現在約47.8億円です。区民1人あたり、1世帯あたり、納税者1人あたりの負担額はそれぞれ次のようになります（図5）。

問い合わせ

財政課

☎ 内線2096

一時的に、資金が不足するときに、年度内に返済することを条件に金融機関などから借りる資金のことをいいます。前年度に引き続き一時借入金はありません。

一時借入金

特別区債は、土地の購入や公共施設の建設など、一時的に多額の資金が必要になる場合などに借りる資金です。

区債には、現在の区民と将来の区民との間の負担の均衡を図るという機能がありますが、過去に借りた区債の償還負担が重くのしかかっているため、新規借入れの抑制に努めています。その結果、区債残高は着実に減少しています（表2）。

特別区債の状況

区では、将来、資金が必要になる時に備えて基金の積立を行っています。基金には財源の年度間調整などのための財政調整基金のほか、公共施設の整備や定住促進など、特定の目的のための基金があります。平成9年度には310億円だった基金残高は、「財政構造改革指針」に基づき、取崩しの抑制と計画的な積立に取り組んだ結果、平成15年3月31日現在、約69.8億円となっています（表2）。

基金の状況

図5 区民負担の推移

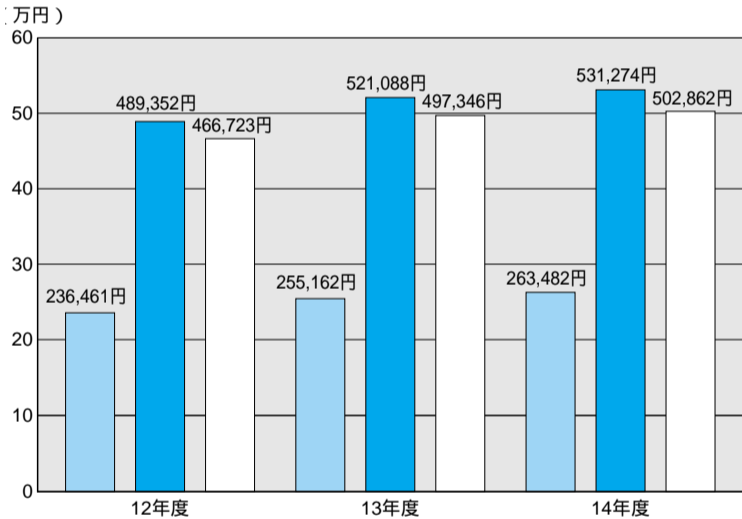


表2 基金と特別区債の状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
財政調整基金	113億9,157万円	149億7,797万円	208億1,188万円
その他特定目的基金	360億4,498万円	361億1,297万円	490億1,238万円
基金の合計	474億3,655万円	510億9,094万円	698億2,426万円
特別区債	518億3,385万円	476億1,271万円	435億5,925万円

表3 平成14年度各会計予算の補正状況と予算現額

区分	当初予算額 (14.3.26議決)	補正第1号 (14.10.9議決)	補正第2号 (14.12.6議決)	補正第3号 (15.3.18議決)	予算現額
一般会計	802億3,500万円	2億1,894万円	15億6,877万円	63億5,995万円	883億8,266万円
国民健康保険事業会計	129億1,802万円			5億4,826万円	134億6,627万円
老人保健医療会計	148億3,606万円				148億3,606万円
介護保険会計	76億1,225万円	2億1,653万円		472万円	78億2,407万円

子どものための 財政教室

『予算ってなーに』

父 今回は予算について勉強してみよう。みなは予算って何かわかるかな。

みなこ なんとなくなら、わかるわよ。この間、母の日のプレゼントを買いにいったとき、お店の人に「ご予算はいくらですか。」って聞かれたわ。使えるお金っていう意味よね。

父 そうだね。ちょっと付け足すと、港区の予算っていう場合は、区が1年間(年度)活動するために必要な収入と支出の計画という意味があるんだ。わが家にたとえると、1年間のお父さんとお母さんの給料を予測して、食費やみなこの教育費などお金の使い道を決めることだよ。

みなこ どうして予算が必要なの？

父 区の予算には、私たち区民が納めた税金がどのように使われるかを明らかにするとともに、役割があるんだ。だから、とても大事なんだよ。

みなこ 予算は区長さんがつくっているの？

父 そうだよ。でも、それだけじゃないんだ。予算は私たち区民の代表である議会の決定(議決)があつて、はじめて決まるんだよ。通常はその年度が始まる前に決まるんだけど、これを当初予算っていうんだ。

みなこ 予算が決まるまでにはいろいろなきがあるのね。

父 でも、当初予算じゃない予算もあるの？

父 当初予算をついたあとに、計画していないことが起きた場合、いままでの予算に追加や変更を加える予算をつくるんだ。これを補正予算というんだ。補正予算は、成立の順に第1号、第2号などと呼ぶんだ。

みなこ 港区でも補正予算はあるの？

父 14年度は、一般会計で3回、国保会計で1回、介護会計で2回補正予算が成立しているよ(表3)。

みなこ 予算っていろいろあるのね。

港区ごみ排出実態調査 中間報告



『ごみ排出実態調査』とは、区内の家庭と事業所から出される「ごみ・資源」の実態と、「ごみ・資源」に対する意識・意向などを調査するもので、2回に分けて実施します。今回は、平成15年2月から3月にかけて行った「第1回ごみ排出実態調査」結果の概要を中間報告としてお知らせします。

実施目的

区民・事業者の皆さんが排出するごみと資源の量・分別状況、意識・意向を把握し、港区のごみ処理基本計画の基礎資料とするほか、清掃事業の具体的な施策に活用するために実施しました。

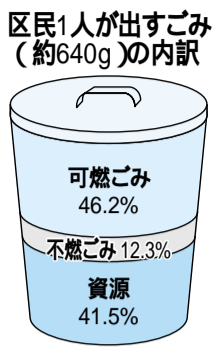
調査内容と調査でわかったこと

家庭・事業所、集積所を対象に調査を行いました。

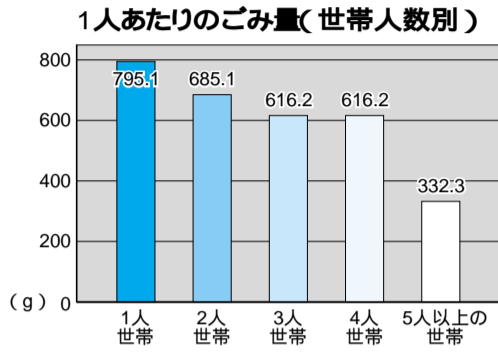
家庭ごみ調査

協力が得られた区内の家庭50世帯にアンケート回答ごみの計量・資源物の提出を依頼しました。

各家庭の計量によると1日あたり、港区民1人が出すごみと資源の量の平均は、約640g(粗大ごみ除く)でした。



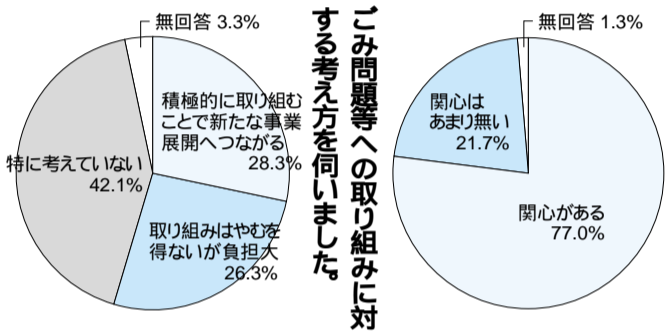
世帯の人数が増えるにつれて、1人あたりのごみ量は減る傾向にあるようです。



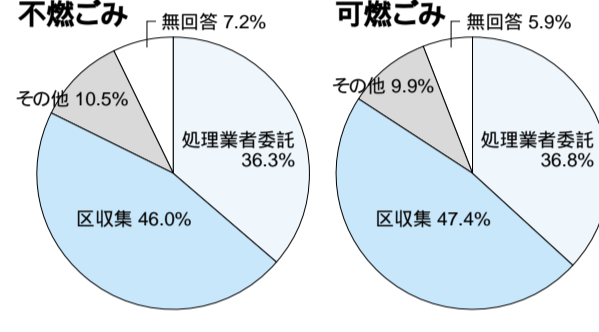
事業所ごみ調査

従業員数30人未満の区内400事業所にアンケートを送付し、ごみの量・処理方法・意識・意向を回答してもらいました(有効回答数152通)。

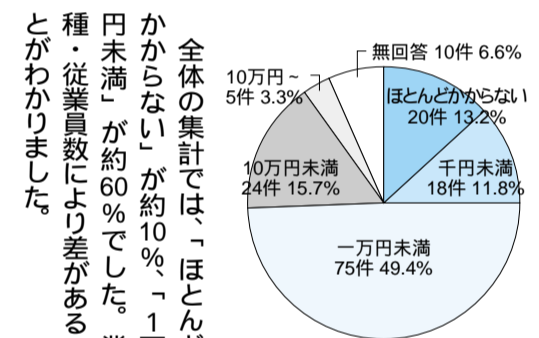
環境問題・ごみ問題に関心があるか伺いました。



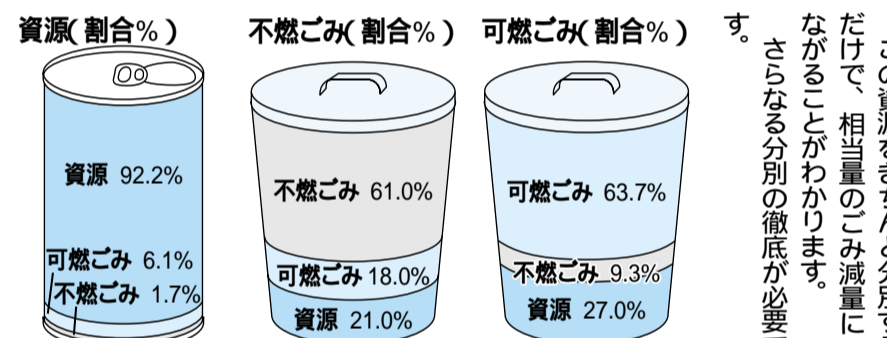
80%近くの事業所が環境問題・ごみ問題に関心を持ちつつも、40%以上の事業所で具体的には取り組んでいないという結果が表れました。
ごみ処理方法を伺いました。



可燃ごみ・不燃ごみとも約50%の事業所が区の収集を利用していただくことがわかりました。また資源の分別について何となく、資源を分別していない事業所が約30%ありました。
1か月のごみ処理経費を伺いました。



全体の集計では、「ほとんどかからない」が約10%、「1万円未満」が約60%でした。業種・従業員数により差があることがわかりました。



可燃ごみ・不燃ごみとも資源の混ざっている割合が20%を超えています。
この資源をきちんと分別するだけで、相当量のごみ減量につながるということがわかります。
さらなる分別の徹底が必要です。

寄せられたご意見

「ご協力頂いた、家庭・事業所の意見の一部を紹介します。『自分で出すごみの量を初めて知り、よい勉強になりました。』『ごみの量を知ることができ、減量できるように今後意識していきたい』『行政まかせのごみ減量だけでなく、こちらも改善に協力していきたい』等、この調査がごみについて改めて考えるきっかけにもなっているようです。

今年の夏には「第2回ごみ排出実態調査」を実施する予定です。詳しくは、「広報みなと」などでお知らせします。

Q&A

Q スポンの丈夫が、クリーニングで2cmも縮んでしまった」
デパートで仮縫い付きのオーダーで作ったズボンで、初めてのクリーニング店にだしたところ丈夫が2cmも縮んでしまい、縫い目も目立ってしまいました。クリーニング店はデパートに連絡し、デパートが作り直すと言っていますが、クリーニング店の責任ではないですか？
A は、製品そのものに原因がある場合、クリーニング工程に原因がある場合と持ち主の使用状況による場合があります。

Q オーターで作ったズボンを、初めてのクリーニング店にだしたところ丈夫が2cmも縮んでしまい、縫い目も目立ってしまいました。クリーニング店はデパートに連絡し、デパートが作り直すと言っていますが、クリーニング店の責任ではないですか？
A は、製品そのものに原因がある場合、クリーニング工程に原因がある場合と持ち主の使用状況による場合があります。

Q デパートで作ったズボンを、初めてのクリーニング店にだしたところ丈夫が2cmも縮んでしまい、縫い目も目立ってしまいました。クリーニング店はデパートに連絡し、デパートが作り直すと言っていますが、クリーニング店の責任ではないですか？
A は、製品そのものに原因がある場合、クリーニング工程に原因がある場合と持ち主の使用状況による場合があります。

Q デパートで作ったズボンを、初めてのクリーニング店にだしたところ丈夫が2cmも縮んでしまい、縫い目も目立ってしまいました。クリーニング店はデパートに連絡し、デパートが作り直すと言っていますが、クリーニング店の責任ではないですか？
A は、製品そのものに原因がある場合、クリーニング工程に原因がある場合と持ち主の使用状況による場合があります。

Q デパートで作ったズボンを、初めてのクリーニング店にだしたところ丈夫が2cmも縮んでしまい、縫い目も目立ってしまいました。クリーニング店はデパートに連絡し、デパートが作り直すと言っていますが、クリーニング店の責任ではないですか？
A は、製品そのものに原因がある場合、クリーニング工程に原因がある場合と持ち主の使用状況による場合があります。

みんなの力で人権の世紀に 病気に対して偏見や差別を持たない

わたしたちのルール

1996年に「らい予防法」が廃止されました。ハンセン病が治る病気だと社会的に認知されましたが、ハンセン病に対する差別や偏見はいまだに根強く、「回復者である」と公表しない人が大多数です。

またHIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染者やエイズ患者の場合も病気を公表(カムアウト)する人は非常に少なく、HIVが感染力の非常に弱い病気と知られていても、職場から排除されるなど社会から閉ざされるという現状があります。

HIVは治療方法が進み、長期発症を抑えることも可能となりました。しかし、病気を公表しても、好奇の目や治療費の負担、家族や知人、職場での同僚との関係など、さまざまな悩

みを抱えながら感染者は生活しています。感染者が生きづらい社会とならないよう、元々の人間関係や社会生活から切り離されないで、働いたり学んだり、普通にのびのびと生活できるように、共に支えあう必要があります。

また現在も多くの犠牲者を出している「重症急性呼吸器症候群SARS」ですが、感染者に対して差別があつてはなりません。

そこで、次の2点をわたしたちのルールとして改めて認識するよう提案します。

差別や偏見をなくしていくために病気に對して正しい知識を身につける。

感染者や元感染者に対して人権の視点を鋭敏にする。

この記事について、皆さんのご意見をお寄せください。
区のホームページ
http://www.city.minato.tokyo.jp
からも受け付けています。

今年11月、第7回アジア太平洋地域エイズ国際会議が神戸で開催されます。それにちなんで港区でも、12月の「人権週間」の催しとして、エイズに関して広く理解していくための講演会や写真展を行う予定です。

問い合わせ
総務課人権・男女共同推進係
FAX 3578 2976
☎内線 2026

問い合わせ
消費者センター
☎ 3456 4159

費用の表記がないものは、すべて無料です。
 区役所への郵便は、郵便番号と宛て先(〒105 8511 港区役所課)で届けます。
 講師等の氏名の敬称は、省略させていただきます。
 ファックスでのお問い合わせは、FAX 3578 2034へ。

講座・催し物

「日本・ハイチ交流のチャリティー週間」ハイチ、カリブの鼓動にふれよう

第1回 とき 7月4日(金)午後6時30分〜8時30分
 ところ 生涯学習センター
 内容 講演とビデオ上映 講師 マルセル・デュレ(ハイチ大使)
 対象 区内在住・在勤・在学者
 定員 50人(電話またはファックスで先着順)
 第2回 とき 7月6日(日)午後0時30分〜4時
 ところ 男女平等参画センター
 内容 ハイチの家庭料理 講師 アレン・ソロン(写真家) 対象 区内在住・在勤・在学者 定員 30人(電話またはファックスで先着順)
 費用 会員1500円・非会員2000円(材料費・保険料等、チャリティー分含む) 費用は申し込み後、郵便払い込みをしてください。
 申し込み 電話またはファックスで、港コネスコ協会へ。
 問い合わせ 港コネスコ協会(火)金曜日
 ☎ 3434 2300
 FAX 3434 2233

ゆかた着付教室
 とき 7月5日(土)午後1時〜午後3時
 ところ 白金台福祉会館
 内容 ゆかた着付と帯

とき	内容・講師
7/8(火) 午後6時~7時30分	「絵画史料から見た 初期江戸の都市景観」 日本工業大学 教授 波多野純
7/11(金) 午後6時~7時30分	「江戸幕府成立期の 大名屋敷」 東京大学史料編纂所 教授 宮崎勝美
7/15(火) 午後6時~7時30分	「江戸城築城」 千代田区教育委員会 学芸員 後藤宏樹
7/18(金) 午後6時~7時30分	「十七世紀江戸の食事情」 ホテル長春館 支配人 松野貞彦

生涯学習推進課生涯学習係
 ☎ 3434 2743
 FAX 3434 2233

三田図書館 対象 区内在住・在勤・在学者 定員 40人(抽せん)
 申し込み 往復はがきに「資料館講座希望」・住所・氏名・年齢・電話番号(在勤・在学者は勤務先・学校名も)を書いて

江戸開府四百年記念 お江戸草創「徳川三代が作った江戸の町」

6月30日(月・必着)までに、〒108 004 港区芝5-28 4 港郷土資料館へ。
 ☎ 3452 4966

勤労者のためのビジネス英会話教室(中級コース)
 とき 8月27日~10月15日(毎週水曜日・全8回)午後6時30分〜8時30分
 ところ 港勤労福祉会館 講師 シェーン専属講師
 対象 区内在住、在勤の中小企業勤労者(全回出席できる人 初心者不可) 定員 10人(抽せん) 費用 1万2000円(受講料のみ、テキスト代別)
 申し込み 往復はがきに住所・氏名・年齢・自宅電話番号・勤務先名(自営業は店名)・勤務先住所および電話番号を書いて、7月26日(土・必着)までに、〒108 004 港区芝5-18 2 (財)港区勤労者サービス公社管理担当課「ビジネス英会話教室係」へ。
 ☎ 3455 6381

第2回若葉マークのボランティア講座「ボランティアを始めてみませんか!」
 とき 6月24日(火)午後1時〜3時
 ところ 高齢者在宅サービスセンター 麻布慶福苑 内容 「ボランティアとは」、「車のいすの扱い方」、「施設見学」 定員 20人(電話またはファックスで先着順)
 申し込み 電話またはファックスで、港区社会福祉協議会港区ボランティアセンターへ。
 ☎ 3431 2081
 FAX 3438 2755

中小・ベンチャー企業向け特許セミナー
 とき 7月2日(水)午後1時〜2時30分
 ところ 商工会館
 内容 特許使用料の契約、販売先・制作先の開拓方法、流通特許について 講師 作道清行(東京都知的財産総合センター 知的財産アドバイザー) 定員 20人(電話で先着順)
 申し込み 電話で6月27日(金)までに、商工課商工振興係へ。
 ☎ 内線2551

お知らせ

利用者負担額(1時間当たり)	0円
生活保護受給者	0円
所得税非課税者	120円
右記以外の人	200円

高年齢者支援課高年齢者サービス係
 ☎ 内線2394/8

母子及び寡婦福祉法の一部改正について
 母子及び寡婦福祉法等の一部が改正されました。母子の生活安定と自立のための支援をしております。詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ・相談先 子育て推進課子ども家庭支援係
 ☎ 内線2436

教科書展示会開催中です
 区立小・中学校で使用している教科書および高校教科書の展示会を開催しています。
 とき 7月9日(水)まで。午前9時〜午後5時(土・日は休館)
 ところ 問い合わせ 教育センター
 ☎ 3451 3221

職員募集(福祉)
 受験資格 A 平成15年10月1日現在30歳未満で保育士資格を有する人 B 平成16年4月1日現在30歳未満で保育士資格を有する人または取得見込みの人 採用予定日 A 平成15年10月1日以降 B 平成16年4月1日以降

降 第一次選考日 平成15年8月24日(日)
 申し込み 6月23日(月)から人事課(区役所10階)・各支所・各図書館等に置いてある申込書を書いて、7月31日(木・必着)までに、〒108 8511 港区役所人事課人事係へ持参または郵送してください。
 問い合わせ 人事課人事係 ☎ 内線2107

心身に障害のあるお子さんの就学相談と転学相談
 次のお子さんの保護者を対象に、相談をお受けします。
 対象 平成16年4月に小・中学校へ入学予定で、心身に障害があるとと思われるお子さん
 現在、小・中学校の通常の学級に在学中で、心身障害学級または、養護学校等へ転学を希望するお子さん
 就学相談は7月1日(火)から受付、転学相談は随時お受けしております。
問い合わせ 学務課就学相談担当 ☎ 内線2738

私立幼稚園児を対象にした補助金制度のお知らせ
 対象 今年4月1日以降、港区に住民登録・外国人登録のある(またはあった)子どもを私立幼稚園に通わせている保護者
 補助金の種類 保護者補助金と就園奨励費の補助 交付金額は、平成15年度の特別区民税の課税状況に応じて決定します。
申し込み 各私立幼稚園または学務課学事係(区役所7階)にある指定の申込書を書いて、7月4日(金)までに学務課学事係へ。
 ☎ 内線2729

NPO活動経費等の助成
 助成対象団体 特定非営利活動促進法(NPO法)の規定に基づき設立された特定非営利活動法人(NPO法人)および公益活動を目的とする団体。助成を受けるにあたっての要件があります。
助成事業 自立支援事業 団体の活動基盤の整備に要する経費で、助成対象経費の2分の1以内(上限20万円) 区との協働事業 NPO等が主体となつて実施する区との協働事業に要する経費で、助成対象経費の2分の1以内(上限20万円) 申込書の配布および受付期間 事業推進課(区役所4階)で、7月1日(火)から31日(木)まで。
 詳しくは、広報みなと7月1日号でお知らせする予定です。
問い合わせ 事業推進課事業推進担当 ☎ 内線2092

7月1日(火)から「戸籍届」について本人確認を行います
 最近、本人の知らない間に、虚偽の婚姻届や養子縁組届がされるという被害が出ています。区では、婚姻、協議離婚、縁組、協議離婚の届け出の際に、窓口で届出人について「官公署が発行した写真付きの証明書等」の提示によって、本人確認を行います。また、窓口で本人確認ができなかったときや、届出人以外の人が持参したとき、郵送で届け出がされたときは、これらの「届け出がされた」旨の通知を届出人全員に行います。
 皆さんの個人情報を守り、不正な届け出を未然に防ぐために、「ご理解とご協力をお願いします。」
問い合わせ 住民戸籍課戸籍係 ☎ 内線2574

ご存じですか 行政相談委員
 毎日の暮らしのなかで、国が関係している事業、業務への改善、苦情など、住民からの申し出に対し、「行政相談委員」が相談に応じています。気軽にこ

氏名	住所・電話番号
鎌田理次郎	虎ノ門5-3-0686
三田三枝	三田4-11-5755
榎川とし子	六本木3-10-9785

港区の行政相談委員

利用ください。
 とき 毎月第2木曜日・午後1時〜4時
 ところ 区民相談室(区役所1階) 相談内容 年金・保険、道路・河川、郵便登記、福祉関係など行政全般

総務省東京行政評価事務所
 「行政苦情110番」
 ☎ 3363 1100

問い合わせ 区民広報課区民の声担当 ☎ 内線2050

はり・マッサージサービス
 とき 7月15・16日(火・水)
 ところ 三田福祉会館 対象 65歳以上の区民 定員 60人 費用 1000円
 申し込み 電話で6月23日(月)〜25日(水)までに、三田福祉会館へ。
 ☎ 3452 9421

港区区内交通事故発生状況
 (平成15年4月末現在)

種別	人身事故発生件数	死者	負傷者	清掃だより(5月の資源とごみ) 速報値		
				資源	収集量(t)	対前年同月比
4月	251件	0人	280人	びん・缶	301	2%増
				古紙	918	2%減
本年累計(1月-4月)	941件	3人	1,066人	可燃ごみ	4,309	1%減
				不燃ごみ	1,271	7%増
				粗大ごみ	147	13%増
				*管路ごみ	260	5%減
				合計	7,206	増減なし

前年比(1月-4月) +77件 +1人 -78人

おもしろい人や車にこの街に集積所は使用者みんなできれいにしましょう。

保健だより

〈みなと保健所 各センターの所在地〉
生活衛生センター 六本木 5-16-45
保健サービスセンター 三田 1-4-10
健診センター(健診時のみ開場) 赤坂 4-18-13

休日診療

診療時間 □ は午前9時～午後5時
診療時間 ■ は午後5時～午後10時

6月22日(日)	宇津木内科診療所(内)	芝5-33-7徳栄ビル地下1階	3453-8776
	西原病院(外・内)	白金1-3-2	3440-2531
	熱田歯科医院(歯)	麻布十番1-4-3	3583-3699
	光武歯科医院(歯)	芝大門1-11-2三条マンション101号	3431-1044
	劉内科整形外科(内)	南麻布2-2-13麻布ハイプラザ205	5476-5489
6月29日(日)	影山小児科医院(小)	高輪2-5-14	3441-8692
	鈴木胃腸病院(外・内)	芝5-27-1	3455-6121
	六本木歯科医院(歯)	六本木7-18-5ソフィア六本木1階	3401-8958
	麻布医院(内)	麻布十番1-11-16	3583-8177
	港区休日歯科応急診療所	三田1-4-10 保健サービスセンター3階	3455-4927

電話不通の場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁テレホンサービス	☎ 3212-2323(毎日24時間) 短縮ダイヤル「7119」
	東京都保健医療情報センター	☎ 5272-0303(毎日24時間)
薬の相談	港区休日くすり(処方せん調剤)何でもテレホン	休日 ☎ 3432-0748(午前9時～午後2時) 夜間 ☎ 090-3690-3102(通年終夜)

平成15年度「成人健康診査」が一部変更になります

変更点は次のとおりです。

	平成15年度	昨年度まで
実施期間	7月15日(火)～11月30日(日)	8月1日～11月30日
対象年齢	46歳以上の区民 (昭和33年3月31日までに生まれた人)	51歳以上の区民

新たに対象となる46歳～50歳の人、節目年齢(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳)の人、昨年受診されている人には7月になりましたら受診通知を発送します。それ以外の人については、はがきでの申し込みが必要です。申込方法については、「広報みなと」7月11日号をご覧ください。

問い合わせ 健康推進課健康づくり係(保健サービスセンター) ☎ 3455-4928

歯科衛生相談

とき	水曜日	木曜日	金曜日
	初めての人：午後1時10分または2時45分 2回目以降の人：午後1時30分～2時30分		
ところ	保健サービスセンター	生活衛生センター	健診センター
内容	歯科健診・歯科保健相談および歯ブラシの使い方等		
対象	区内在住・在勤者 40人		
申し込み	電話で、健康推進課地域保健係へ。 (保健サービスセンター) ☎ 3455-4772		

栄養講習会 ～生活習慣病予防の食事～

とき	7月14日(月)午後1時30分～3時30分
ところ	保健サービスセンター
内容	献立レッスン ～体にやさしい食事作り～
対象	区内在住・在勤者
定員	30人
申し込み	電話で、健康推進課地域保健係へ。 (保健サービスセンター) ☎ 3455-4772

「ふたごの会」参加者募集

とき	7月9日(水)午前10時～11時30分
ところ	保健サービスセンター
内容	交流と情報交換
対象	区内在住のふたご(多胎)を妊娠中または育児をしている保護者 (保育については、ご相談ください)
定員	20組
申し込み	電話で、健康推進課地域保健係へ。 (保健サービスセンター) ☎ 3455-4772

ミニガイド 7月



- 1(火) ランチタイムコンサート
午後0時10分 障害保健福祉センター
- 2(水) おはなし会「七ふくじんとなつまつり」ほか
午後3時 三田図書館
- 6(日) 港区スポーツセンター区民無料公開日
午前9時～午後9時
- 7(月) おもちゃの病院
午前10時～午後3時 白金台児童館
- 8(火) おはなし会「うらしまたろう」ほか
午後3時30分 港南図書館
- 9(水) おはなし会「ぎょうざのひ」ほか
午前11時 みなと図書館
おはなし会「おばあちゃんがいるといいのにな」ほか
午後3時 赤坂図書館
おはなし会「おりひめとひこぼし」
午後3時 高輪図書館
- 10(木) 交通安全日
- 11(金) DVDコンサート「ホロヴィッツ・ピアノ・リサイタル・イン・ウィーン」
午後6時 みなと図書館
- 12(土) フリーマーケット・さき布からぞうり作り(ぞうり作りは先着10人。当日会場で受付)
午前10時～午後1時 エコプラザ
人形劇公演「しりたがりやのゾウさん(人形劇団ブーク)」
午後2時 みなと図書館
子ども映画会「フリー・ウィリー3」
午後2時 三田図書館
子ども映画会「地球が動いた日」
午後2時 赤坂図書館
おやおはなし会「きしゃぼっぽおはなし会(ボランティアおはなし会)」
午後2時 高輪図書館
- 13(日) 映画会「スフィンクス」
午後2時 麻布図書館

- 19(土) ロック講座「まさしくロック 夏期講座」
午後2時 みなと図書館
映画会「ソフィーの世界」
午後2時 三田図書館
おはなし会「ちいさいももちゃん」
午後2時30分 麻布図書館
映画会「トワイライトゾーン」
午後2時 高輪図書館
映画会「居酒屋」
午後2時 港南図書館
- 20(日) 港区スポーツセンター区民無料公開日
午前9時～午後9時
港南健康福祉館区民無料公開日
午前9時～午後5時
- 23(水) おはなし会「ちいちゃんのかげおくり」ほか
午後3時 みなと図書館
夏休み子ども会人形劇「三匹のこぶた(劇団員の火)」ほか
午後2時30分 赤坂図書館
おはなし会「めしくわぬよめさま」
午後3時 高輪図書館
おやおはなし会「なにのこどもかな」ほか
午前10時30分 港南図書館
- 24(木) おやおはなし会「うみだーいすき」ほか
午前10時30分 三田図書館
- 25(金) DVDコンサート「モーツァルトピアノ協奏曲第19番・第23番」
正午 みなと図書館
- 26(土) おもちゃの病院
午前10時～午後3時 赤坂子ども中高生プラザ
- 27(日) アジア映画会レスリー・チャン追悼「さらば、わが愛～霸王別姫～」
午後1時 みなと図書館
- 29(火) おもちゃの病院
午前10時～午後3時 朝日児童館

ミニガイド問い合わせ(7月)

みなと図書館	☎ 3437-6621
三田図書館	☎ 3452-4951
麻布図書館	☎ 3585-9225
赤坂図書館	☎ 3408-5090
高輪図書館	☎ 5421-7617
港南図書館	☎ 3458-1085
港南健康福祉館	☎ 3450-9915
白金台児童館	☎ 3444-1899
朝日児童館	☎ 3444-1958
赤坂子ども中高生プラザ	☎ 5561-7830
障害保健福祉センター	☎ 5439-2511
エコプラザ	☎ 5404-7764
港区スポーツセンター	☎ 3452-4151

情報アンテナ

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の開催
とき 6月26日(木)午後2時
ところ 東京都政会館本館8階大会議室(千代田区九段北1-1-4)
問い合わせ 東京二十三区清掃一部事務組合 ☎5210 9728

飲み水の衛生的管理のために!

ビルやマンションの多くは、飲料水をためるタンクを持っています。衛生的な飲み水を使用するには、タンクの清掃や管理を正しく行う必要があります。

貯水タンクの清掃

貯水タンクは1年に1回、清掃を行いましょう。また、清掃の時は、補修を行うチャンスです。タンクが老朽化すると、パネルとパネルの間隙から雨水が浸入した場合があります。日ごろから点検を行い、補修のことを考えておきましょう。

水質検査

配管など、建物の設備が老朽化して、水質が変化する場合があります。水の状態を確認するために、定期的な水質検査を受けましょう。

報告済証の発行

保健所では、マンションなどを利用している皆さんに、貯水タンクの清掃と水質検査が行われていることを知らせる「貯水タンク清掃・水質検査実施報告済証」ステッカーを発行しています。

申し込みは、1年以内に実施した貯水タンクの清掃記録と水質検査成績書を生活衛生センターまでお持ちください。

受水槽が10m³を超える簡易専用水道に該当する施設は、水道法に基づく指定検査機関の検査の受検も確認します。

リーフレットをどうぞ

保健所では、飲み水に関する「飲み水の衛生管理」「浄水器」「水のはなし」「赤水」の各リーフレットを発行しています。希望する人はご連絡ください。

問い合わせ 生活衛生課生活衛生相談係(生活衛生センター) ☎ 3408-6146

